

〔研究ノート〕

裁判員裁判の現状の一端と問題点

角 田 猛 之

目 次

はじめに

- I. 2016年1月1日から2016年12月末までの裁判員裁判の動向を示す主要データ——それ以前の状況との若干の比較をも交えて
 - I-1 終局判決における罪名別人員と量刑
 - I-2 裁判員の選任手続の状況
 - I-3 裁判員としての職務従事日数と従事時間
- II. 裁判員裁判のいくつかの問題点と課題——スタート3年後の「〔裁判員制度に関する検討会〕取りまとめ報告書」を手がかりにして
 - II-1 守秘義務と裁判員への罰則——守秘義務の批判
 - II-1-1 守秘義務を課す理由
 - II-1-2 とりまとめ報告書での賛否両論と結論
 - II-1-3 守秘義務の具体的な内容・範囲——最高裁の説明
 - II-1-4 現行の守秘義務制度への日弁連改正提案
 - II-2 「審理が極めて長期におよぶ事案」——対象事件からの除外
 - II-2-1 長期事案に関する現状——例外的事例
 - II-2-2 新たな除外制度を設けることへの主要な賛成論
 - II-2-3 改正裁判員法への意見の反映
 - II-3 辞退事由とスタート以降の辞退率の上昇
 - II-3-1 裁判員法第16条第8号の辞退事由
 - II-3-2 辞退率上昇の原因——NTT 報告書による辞退率上昇の原因分析

はじめに

2004年に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法と略記）はその第1条において、裁判員裁判創設の目的・意義を「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」に求めている。すなわち日本社会のにない手たる一般市民が*1、重罪犯罪を裁く刑事裁判に——市民が主役ではないが「裁判官と共に刑事訴訟手続に関与」——することを通じて、裁判員経験者自身はもちろんのこと、彼らと

裁判員裁判の現状の一端と問題点

その経験の一端を共有する家族や友人・知人、同僚……のあいだで、またメディアの報道や法教育などを通じ、裁判員裁判に関する理解を得たひとびとのあいだで、ひいては日本社会全般において、裁判への「理解の増進とその信頼の向上」をはかることを目的としているのである。ちなみに、補充裁判員を含めると2009年5月のスタート時から2017年末までに、すでに全国で8万人を超える人びとが法廷での審理と評議室での評議に参加している。また司法制度改革審議会意見書での見解を踏まえて、2003年から法務省を中心とした法教育への取り組みが行われている*2。

そこで本稿では、まず第Ⅰ章において、最高裁事務総局が2017年7月に公表した「平成28年における裁判員裁判の実施状況に関する資料」(http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html：2018年3月15日アクセス)に依拠して、2016年の1年間の裁判員裁判の実施状況を概観する(以下、2016年資料と略記)。そして第Ⅱ章において、裁判員制度の問題点と課題を、スタート3年後のとりまとめ報告書を手がかりにして、(1) 範囲の明確化と罰則対象の縮小が主張されている守秘義務の問題、(2) 法務省設置の「裁判員制度に関する検討会」報告と法制審議会答申を踏まえて2015年に改正(裁判員法第3条「対象事件からの除外」)された「審理が極めて長期におよぶ事案」の取り扱い、そして(3) 裁判員制度の運用にとって最も重要な問題のひとつたる裁判員の辞退の問題を概観する。

*1 裁判員(選任資格)と「在日」の人びと：ただし、裁判員は選挙人名簿登載者から無作為に選任される——裁判員法第13条「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。」——ゆえに、「国民」すなわち日本国籍を有する者にかざられる。したがって、戦前からの歴史的経緯ゆえに日本国籍を有しないままに特別永住資格によってわが国に定住し、あるいは生まれ育ち、市民として日本社会で生活する「在日」(「在日韓国・朝鮮人」)の人びとは、それにもかかわらず国籍条項のゆえに除外されている。裁判員裁判スタート直後の2009年7月に中日新聞ではつぎの見出しのもとでこの問題を取り上げている【特報】ここがおかしい！裁判員制度 在日コリアン 裁く側には立てず 根強い偏見に不安 中日新聞 2009.7.25 裁かれることはあっても裁く側には立てない——これが日本で暮らす外国人と裁判員制度の関係だ。その構図は、約十年前に国会で論議された『永住外国人の地方参政権問題』とよく似ている。とりわけ、永住者の多数を占める在日コリアンの間では同制度が掲げる『市民感覚』に期待と不安が交錯している。国際化に伴い多民族化が進む日本社会の流れに、この制度は逆行しているようにもみえる。(出田阿生、田原牧)【改行】『凶暴な在日朝鮮人』『日本国内でやりたい放題』と

いう文字がでかでかと躍る。インターネット上のあるブログの画面だ。『朝鮮人』『犯罪』という部分は赤字。別のサイトには『在日を一掃しないと日本に平和はこないな』『公開処刑のレベルだろ』とあった。[改行] これらの書き込みは、大阪府東大阪市で昨年十二月、タクシー運転手が殺害されて現金が奪われた事件で、強盗殺人容疑で逮捕された韓国籍の在日コリアン、安承哲被告（三七）＝別の強盗事件で公判中＝に対してだ。この事件も裁判員制度の対象になる。在日コリアン弁護士協会（LAZAK）の金喜朝会長（大阪弁護士会）は「凶悪な事件として注目され、さらに「在日」ということで、裁判員によっては不利な取り扱いを受ける恐れも否定できない」と表情を曇らす。[改行] 逆に在日コリアンが被害者の事件で、裁判員制度の対象になるケースもある。東京都足立区で今年五月に起きた殺人事件では、被害者が韓国籍の女性（六六）。被害者の近所に住んでいた藤井勝吉被告（七二）は「日ごろから被害者と、もめていた」と主張している。遺族は『殺害の動機に「在日」への偏見が含まれていたか否か、被害者の名誉回復のためにも確かめたい」と被害者参加制度を活用する意向だという。」（<https://blog.goo.ne.jp/midorinet002/e/e963e669b66c5a952adea35eb10439de>：2018年3月29日アクセス）。

- * 2 法教育：法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なもの考え方を身につけるための教育」である。法務省が取り組んでいる「法教育に関する様々な取組」として、「法教育に関する授業」、「法教育に関する教材」、「法教育懸賞論文コンクール」、「法教育推進プロジェクト」、「法教育推進のための検討体制」、「法教育マスコットキャラクターについて」がホームページ上で掲げられている。

法教育の現場に直接かかわる学校での授業に関して「法務省内に法教育プロジェクトチームを作り、学校等からの依頼に応じて、関係機関の職員を派遣し、小・中学生及び高校生を対象として授業を行っています。」として、法教育の内容をつぎの3分野に分類している。「公法系分野（ルールや憲法についての理解を深めよう！）」「民事系分野（契約などの法律関係についての理解を深めよう！）」「刑事系分野（刑事司法についての理解を深めよう！）」そして各分野に関して以下のように概要を提示している。「学校や町内会という事例を設定し、その中で生じた問題点を解決するためのルールづくりを通じて、基本的人権の尊重や国民主権、法の支配など憲法の基本的な原理を実感を持って理解してもらうことを目的とした授業。」「身の回りにある身近な例を題材に、契約などの法律関係に関する理解を深めてもらうことを目的とした授業。」「捜査、公判、矯正、保護など刑事司法に関する一連の流れについて、事例を元に学んでもらうことを目的とした授業。」刑事系分野の内容はまさに裁判員に選任された場合＝「国民の司法参加」をも想定した内容である。

また教材に関しては、「法教育の具体的内容及びその実践方法をよりわかりやすくするため、法教育に関する教材を作成しています。」として、小・中学生そして高校生を対象とし

裁判員裁判の現状の一端と問題点

た教材に区分しつつ、児童・生徒の成長に応じた教育内容を提示している。まず小学校高学年（5、6年生）向けの法教育内容の柱としては、「・もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり；・情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として；・友達同士のけんかとその解決」が挙げられている。この「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」の教材に関して、「1 新学習指導要領と国民の司法参加」という項目の下でつぎのように指摘している。「小学校新学習指導要領は、社会科第6学年の内容の取扱い（2）イにおいて、『国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加』について扱うようにすることとしている。〔改行〕裁判員制度の施行により、小学校の児童が大人になったときには、司法に主体的に参加することが求められることになるから、小学校教育において、児童たちの司法に関する関心を高めつつ、司法への参加意欲を根付かせていくことが重要である。〔改行〕他方、実社会で生きる力を重視するという観点からは、普段の生活の中で事実を適正に認定し、紛争を適切に解決するためのものの考え方を身に付けるとともに、自分たちの身の回りの問題を実際に解決する活動を行うことが重要になる。〔改行〕本教材は、小学校第6学年という子どもの発達段階を踏まえ、児童が、できるだけ身近な事例をもとに、事実認定を経験し、紛争の解決の在り方について議論をすることを通じて、司法に関心をもち、国民の司法参加の意義について考えることができるように工夫されている。」（傍点・角田）

また、中学生・高校生を対象とした教材として、「刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）」（法務省法教育プロジェクトチーム 刑事法分野）作成）のPDF＝講義レジュメがホームページにアップされている。イラスト入りのこのPDFにおいて、「先生、刑事司法って何ですか？」という生徒からの質問に対して「刑事司法の目的を整理してみたので、下を見てごらん。」と教師が答えて、以下の内容が掲げられている。「★ 正義の実現 犯罪を犯した人に対して、捜査公判活動を通じて事件の真相を明らかにし、犯罪を犯した人に対して、適切な刑罰を科すこと。被害者や社会を守ること。；★ みんなが安心して暮らせる社会を作ること ルールの重要性、検察官の役割、刑事司法に対するチェック機能；★ みんなの社会をみんなで守ること 刑事司法への参加；★ 犯罪者の更生・再犯防止 犯罪を犯した人を一定期間内、施設に収容したり、保護観察を実施するなどして、再び犯罪を犯すことがないように更生させること。」またそれに続けて「基本的な考え方」として以下の項目が挙げられ、そのポイントを列挙している。「① 法律やルールの必要性 世の中には、法律や、校則などたくさんさんのルールがあります。このようなルールはどうして必要なのでしょう。；② 刑事事件（刑事裁判）と民事事件（民事裁判）の違い；③ 罪刑法定主義～あらかじめ犯罪と刑罰を決めておくことの意味；④ 刑罰～犯罪を犯すと、どのような刑罰が科されるか；⑤ 裁判～検察官が社会の利益を代表して起訴し、裁判で立証することの意味 検察官が起訴をすると、裁判で、裁判官（と裁判員）が、検察官の主張が正しいかを判断します。；⑥ 裁判所と弁護人の役割」そしてこれ

らの基本事項をおさえたいので、「それでは、設例をもとに刑事司法の基本的なルールと手続きの流れを学ぼう。」として、まずはつぎの設例を提示している。「平成21年4月1日、東京都△△区の〇〇銀行において銀行強盗事件が発生しました。犯人は覆面をしており、〇〇銀行行員のBさんに包丁を突きつけ、現金を奪おうとしたのですが、Bさんが抵抗したため、お金を奪うのをあきらめ、逃げるときに包丁でBさんの腕を切りつけ、Bさんは腕に怪我(治るまで約2週間ぐらい)をしました。」この設例をもとに、「① 捜査」「1. 捜査の開始：〇〇銀行からの110番通報を受けて、警察が捜査を開始しました。警察は、現場である〇〇銀行や、その周りを調べ、犯人が使った凶器と思われる血のついた包丁を発見しました。また、警察は、怪我をしたBさんや、その他の目撃者から、事情聴取を進めています。」と記述したうえで、「○捜査ではどんなことをするの？ ○捜査は誰がするの？」という設問を提示している(以下、略)。そして「② 公判の準備」、および「③ 公判」においては、冒頭手続からはじめて証拠調べ手続、被告人質問、論告・弁論、評議、判決宣告、判決確定、と第一審での刑事裁判の流れにしたがってポイントを整理している。たとえば、証拠調べ手続に関しては、「続いて、検察官と弁護人の冒頭陳述^{ぼうとうちんじゅつ}が行われ、裁判長が、公判前整理手続の結果を説明して、この事件では、被告人にどのくらいの刑を科すかが争点になるといえました。このあと、検察官や弁護人から証拠が提出されました。引き続き、Bさんの証人尋問^{しやうにんじんもん}が行われ、Bさんは、被害にあったときの様子などについて証言しました。引き続き、Aが、動機や、事件の状況などについて供述した内容を記録した供述^{きようじゅつ}調書^{てうしょ}が朗読されました。弁護人からは、証拠として、被告人が銀行やBさんにあてたお詫びの手紙のコピーなどが提出されました。」そしてこのような内容説明を踏まえて「○冒頭陳述とは？ ○供述調書とは？」という設問が掲げられている。また、裁判員裁判としての評議に関しては「裁判官は、裁判員と一緒に、評議を行っています。裁判官も裁判員も、これまでの裁判で出てきた証拠をもとに、いろいろな意見を述べています。」と説明したうえで、「○評議とは？」という設問が提示されている。判決確定後に関しては、刑の執行(刑務所での生活(居室と食事の写真と1日の生活を時間ごとに区切った図表が付されている)と刑務作業)、仮釈放・保護観察、刑の執行終了で一連の説明が終わっている。ただし最後に、「少年事件の場合」としてつぎのような説明がされている。「A事件を起こしたとき、17歳だった場合は、事件は、家庭裁判所で処理されます。」として、「Aは、検察庁での取調を受けた後、家庭裁判所に送致され、家庭裁判所は、Aに対し、観護措置決定を行い、Aは少年鑑別所に収容されました。」と説明したうえで「○少年鑑別所では、どのようなことをするのだろうか？ 家庭裁判所での審判において、Aの処分は、少年院送致と決まりました。○少年院ではどのような生活をしているのだろうか？」という設問を提示している。(http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html 2018年4月17日アクセス)。

I. 2016年1月1日から2016年12月末までの裁判員裁判の動向を示す
主要データ——それ以前の状況との若干の比較をも交えて

以下では、(1) 終局判決における罪名別人員と量刑、(2) 裁判員の選任手続の状況および、(3) 裁判員としての職務従事日数と従事時間を、2016年資料に依拠して2016年の1年間の状況を概観する。

I-1 終局判決における罪名別人員と量刑

まず、2016年と——それとの比較のために——裁判員裁判スタート時の2009年5月から2013年までの3年半の、終局判決における罪名別人員と量刑の状況を以下で概観する。

I-1-1 2016年の状況

判決が下された1年間の終局人員は1,126人で、有罪1,086人（一部無罪4人を含む）、無罪12名である（少年事件での家裁（審判）への逆送、その他22人）。罪名の内訳と主たる量刑・その人員および無罪・執行猶予等々について、終局人員の多い犯罪の順に列挙すると以下のようである（「図表71 罪名別・量刑分布図（終局区分を含む）の終局人員」2016年資料79頁）。

- (a) 殺人298名：死刑3名、無期懲役8名、30年以下4名で、最多人員の刑罰は5年以下209名（量刑分布表では有期懲役は原則5年ごと（7年の区分の例外あり）に量刑が区切られている）；無罪2名、執行猶予59名（保護観察31名）
- (b) 強盗致傷207名：最高刑20年以下が2名、最多人員の刑罰は7年以下5年以上60名；無罪1名、執行猶予25名（保護観察18名）
- (c) 現住建造物放火137名：30年以下1名、20年以下2名、最多人員の刑罰は5年以下132名；執行猶予53名（保護観察34名）
- (d) （準）強制わいせつ致死傷96名：25年以下1名、最多人員刑罰5年以下28名；執行猶予49名（保護観察33名）
- (e) （準）強姦致死傷70名：30年以下1名、最多人員刑罰は10年以下21名；執行猶予4名（保護観察4名）
- (f) 強盗致死（強盗殺人）33名：死刑2名、無期懲役15名、最多人員刑罰無期懲役15名；無罪0名；
- (g) 覚せい剤取締法違反31名：20年以下が1名、最多人員刑罰は10年以下16名；無罪

5名、執行猶予0名。

- (2) その他、社会的に大きく取り上げられる重罪犯罪としては、危険運転致死28名、最高量刑25年以下2名、最多人員刑罰10年以下11名；保護責任者遺棄致死3名、最高刑15年以下1名、無罪1名、執行猶予1名（保護観察1名）、等々である。

有罪判決が下された全体1,086名中、死刑は5名、無期懲役23名、懲役30年以下14名、25年以下14名、20年以下39名、15年以下110名、10年以下205名、7年以下184名、5年以下209名である。また、3年以下の懲役を言い渡しを受けた者のうち、実刑が68名、執行猶予が220名（内128名が保護観察）である。また、有罪判決を受けた被告人のうち400名が控訴している（控訴率36.8%）。

I-1-2 2009年—2012年の状況

スタート時から2012年10月末までの3年半にわたる実施状況は以下の通りである。

まず、判決が下された終局人員は4,480人（共犯者含む。終局件数は4,152件）で有罪4,349人（有罪、一部無罪12）無罪19名である。罪名の内訳と主たる量刑・その人員および無罪、執行猶予等々は、終局人員の多い順に上位10まではつぎのようになっている。

- (a) 強盗致傷1,033名：最高刑25年以下（量刑分布表では有期懲役は原則5年ごと（7年の区分の例外あり）に量刑が区切られている）が3名、最多人員の刑罰は6年以上7年以下285人。無罪1名、執行猶予128名
- (b) 殺人1,006名：死刑6名、無期懲役30名、30年以下17名で、最多人員の刑罰は15年以下165名。無罪4名、執行猶予19名
- (c) 現住建造物放火412名：30年以下1名、25年以下1名、最多人員の刑罰は5年以下102名。執行猶予102名
- (d) 傷害致死409名：25年以下4名、最多人員刑罰は7年以下109名。執行猶予149名
- (e) 覚せい剤取締法違反406名：20年以下が1名、最多人員刑罰は10年以下208名。執行猶予3名、無罪9名
- (f) （準）強姦致死傷266名：30年以下6名、最多人員刑罰は7年以下。執行猶予10名
- (g) （準）強制わいせつ致死傷223名：20年以下1名、最多人員刑罰5年以下57名。執行猶予86名
- (h) 強盗強姦135名：無期懲役4名、30年以下14名、最多人員刑罰15年以下37名
- (i) 強盗致死（強盗殺人）119名：死刑9名、無期懲役51名、最多人員刑罰25年以下

裁判員裁判の現状の一端と問題点

13名。無罪1名)

- (j) 麻薬特例法違反110名：20年以下1名、最多人員刑罰10年以下33名である。

その他、社会的に大きく取り上げられる重罪犯罪としては、危険運転致死52名（最高量刑25年以下1名、最多人員刑罰10年以下18名）、保護責任者遺棄致死28名（15年以下1名、最多人員刑罰5年以下7名。執行猶予4名、無罪1名）、集団強姦致死傷28名（無期懲役1名、最多人員刑罰10年以下9名。執行猶予3名）などである。

有罪判決が下された全体4,361名中、死刑は15名、無期懲役86名、懲役30年以下49名、25年以下65名、20年以下205名、15年以下459名、10年以下869名、7年以下887名、5年以下750名である。3年以下の懲役を言い渡しを受けた者のうち、実刑が278名、執行猶予が697名（内382名が保護観察）である。また有罪判決を受けた4,361名のうち1,512名が控訴している。

I-2 裁判員の選任手続の状況

つぎに、裁判員の選任状況について、2016年と2009—2012年、および2009年—2018年1月末現在の状況を概観する。

I-2-1 2016年の状況

全国の裁判所で2016年に選挙人名簿からの無作為抽出によって選任され、裁判員候補名簿に登録された候補者総数は22万9200人である（A）。これら候補者全員には候補者として選任されたことの通知とともに裁判員に関する辞退事由の有無などを問うための調査票が同封される（第1ステップ）。この調査票での回答（8万1954人が回答）をもとに裁判所が呼び出し免除の措置を取った候補者が5万7492名（就職禁止事由申し出者1,452名、定型的辞退事由申し出者5万6040名）で、その人員を差し引いて特定事件に関する裁判員候補者の選任手続のための裁判所への呼出状が質問票を同封して8万8326人に送付された（第2ステップ）（B）。そしてさらに、そのうち4万1563人が呼び出しを取り消され（C）、最終的に選任手続き（第3ステップ）のために裁判所に出席したのは3万313人である（D）。この人数を出席率に換算すると、まずは全裁判員候補者のうち最終段階の選任に出席したのは23.7%（A/D）、そして呼び出し取り消しを受けた者のうち実際に選任手続に出席した出席率は64.8%（D/B-C）である。つまり、呼び出しを取り消されなかった候補者のうち35.2%の候補者が無断で欠席していることになる。

I-2-2 2009年から2012年の状況

全国の裁判所でこの3年半のあいだに選挙人名簿からの無作為抽出によって選任され、裁判員候補名簿に登録された候補者総数は379,196人である。上のI-2-1でのべたように、これら候補者全員には候補者として選任されたことの通知とともに裁判員に関する辞退事由の有無などを問うための調査票が同封される（第1ステップ）。この調査票での回答をもとに裁判所が呼び出し免除の措置を取った候補者が104,124名で、その人員を差し引いて選任手続のための裁判所への呼出状を送付した候補者が275,072名である（第2ステップ）。そしてさらに質問票での辞退事由が認められるなどして呼出が取り消された候補者108,094名を除いて選任手続期日（公判初日）に出席した裁判員候補者が131,682名である。選任手続への出席率は78.9%であった。

そして、2009年5月のスタート以来2012年末現在で、以上の3ステップの手続を経て実際に裁判員に選任されたのは約3年半の間に25,341名、補充裁判員は8,767名、総計34,108名が裁判員もしくは補充裁判員として選任されている。そして2500名余の裁判員は実際に法廷での審理に参加し、証人尋問、被告人質問などを行い、また公判終結後には3名の裁判官とともに評議室において有罪・無罪を決め、有罪の場合は量刑をも確定する評議を行っているのである（補充裁判員は審理、評議においてはオブザーバーである）。

裁判員候補者（総数379,196名）のうち選任手続に出席した候補者は131,682名で、217,521（57.4%）名の辞退が認められている。その他、欠格事由、就職禁止事由該当者、転居先不明者など29,993名である。辞退者の辞退事由の内訳はつぎのようになっている。裁判員法第16条1-7号（年齢70才以上、学生等）が78,895名、疾病傷害31,104名、介護養育21,362名、事業における重要用務53,744名、辞退事由政令5号の遠隔地4,852名、政令6号「その他精神上、経済上の不利益」16,297名などである。重要用務による辞退については次章で取り上げる。

* 辞退事由政令（2008年制定）：辞退事由政令：「第十六条第八号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。一 妊娠中であること又は出産の日から八週間を経過していないこと。二 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある親族（同居の親族を除く）又は親族以外の同居人であって自らが継続的に介護又は養育を行っているもの。介護又は養育を行う必要があること。三 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の同居人が重い疾病又は傷害の治療を受ける場合において、その治療に伴い必要と認められる通院、入院

裁判員裁判の現状の一端と問題点

又は退院に自らが付き添う必要があること。四 妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は子が出産する場合において、その出産に伴い必要と認められる入院若しくは退院に自らが付き添い、又は出産に自らが立ち会う必要があること。五 住所又は居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に出頭することが困難であること。六 前各号に掲げるもののほか、裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として……裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること。」

また、選任手続期日において不選任が決定された裁判員候補者の総数は96,049名でその内訳はつぎのとおりである。辞退による不選任が16,650名、理由なし不選任16,320名、くじ等による不選任が62,725名である。

I-2-3 2009年から2018年の状況

さらに、2009年5月のスタート以来2018年1月末現在での裁判員の選任手続状況は以下のとおりである。（http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h30_1_saibaninsokuhou.pdf：2018年4月4日アクセス）。

終局人員（判決）数10,797人（うち有罪10,483人）に対して、裁判員候補者名簿登録266万4,306人、辞退が認められた候補者数65万4,309人、選任手続に出席した候補者数30万2,719人、そして最終的に選任された裁判員数6万864人（補充裁判員2万711人）である。

つまり開始以来9年間に、裁判員および補充裁判員として総計8万1,575人の一般市民が法廷での審理と評議室での評議に出席したのである。20歳以上の全人口に占める割合は現時点においてはごくわずかであるが、今後の積み重ねにより、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」および市民の常識を判決において反映させることという裁判員裁判の目的、そしてまた、裁判や犯罪、人権、市民の公共的役割・責任、等々に対する市民の感覚や意識、総じて法意識の転換に対して大きく貢献していくことはまちがいない。

I-3 裁判員としての職務従事日数と従事時間

実施状況の最後に、裁判員としての職務従事状況についてごく簡単に見てみよう。

I-3-1 2016年の状況

1,037件の終局事件数に関する職務従事日数（裁判員候補者として選任手続に参加す

ることを含む、公判、評議、判決宣告のため裁判所に実際に出頭した日数)の平均は6.6日である。ただし、被告人が自白している場合(532件)は5.3日であるが、否認事件においては証人尋問や証拠調べの関係上8.1日になっている。これらの全体の従事日数のうち、5日と6日で約半数を占めているが、7.4%(77件)の事件——そのうちの72件が否認事件である——が11日以上を要している。これらの日数を、裁判員裁判スタートの2009年から2012年末までの3年半の状況と比較すると、全体の職務従事日数の平均は4.9日、自白事件で4.0日、否認事件で6.3日で、いずれも1.5日程度従事日数が増加している。

また職務従事時間は、判決を受けた1,104人に対する職務従事時間の平均は24.6時間である。そのうち、自白事件(判決人員568人)については18.6時間、否認事件では31.0時間である。また全体の従事時間のうち、30時間を超える事件が248件あり、そのうちの202件が否認事件である。罪名別での職務従事時間が多いのは、殺人事件(292件中72件)、傷害致死事件(102件中45件)、強盗傷害事件(197件中43件)で、30時間を超える事件のうち65%、全事件のうちの14.5%を占めている。

I-3-2 2009年から2012年の状況

この間の約3年半の職務従事日数の平均は4.9日である。ただし、被告人が自白している場合は3.9日であるが否認事件においては証人尋問や証拠調べの関係上6.2日になっている。また、終局件数41,522件のうち、6日から10日以内を要した事件が自白事件で165件、否認事件では742件、さらには10日を超える事件が自白事件で8件、否認事件では99件に上っている。評議室における評議時間については、平均551.4分で、自白事件では452.5分、否認事件では698.6分となっている。

2012年末までの最長の事件が、木嶋佳苗被告の「100日裁判」そしてそれにつぐのが上田美由紀被告の連続不審死事件の75日である。裁判の長期化に関して、2012年12月7日に最高裁が公表した実施後3年間の検証報告書においても、「国民の高い意識により比較的順に運営されてきた」と評価する一方で、次第に裁判が長期化し、分かりにくさが増していると指摘されている*。この問題については次章の裁判員裁判の重大な問題点のひとつとして検討する。

*裁判の長期化の問題：裁判員裁判スタート後の約3年半のあいだでのこれらの長期にわたる事件に関して、「重くなる一方の裁判員制度」との見出しでつぎのように報じられている。『「こんなに判断するのが苦しいとは……」。鳥取連続不審死事件を審理した裁判員は吐露した。戦

裁判員裁判の現状の一端と問題点

後最大の司法改革といわれる裁判員制度の導入から約3年半。全体として制度は順調に定着しているが、裁判員の負担軽減などの課題も浮かび上がってきた。鳥取不審死事件では、犯人性を示す直接証拠がない上、被告は黙秘を貫き、検察側の求刑は死刑。裁判員にとって判断が困難な問題が一気に噴出した。今後、兵庫県尼崎市の連続変死事件の公判でも同様に重い負担が予想されており、制度見直しの議論に影響を与える可能性もある。[改行] 在任75日間。『毎日、頭がパンクしそうだった。泣きながら家に帰った日もあった』鳥取事件で裁判員を務めた20代の女性は判決後の記者会見で、審理の重圧を率直に振り返った。[改行] 12月4日、被害者2人に対する強盗殺人罪を認定し、上田美由紀被告(39)に求刑通り死刑を宣告した鳥取地裁の裁判員裁判。犯人に直結する証拠がなく、検察側が積み重ねた間接的な状況証拠だけで判断を迫られる上、死刑求刑が想定される事件だったことから、裁判員の任期は75日間にわたった。[改行] これは、3件の殺人罪などで木嶋佳苗被告(38)が死刑判決を受けたさいたま地裁の首都圏連続不審死事件の公判に次ぐ過去2番目の長さだ。[改行] その間、初公判から判決まで計20回の公判が開かれ、裁判員と裁判官が判決内容を決めるために話し合う評議は首都圏事件を上回る11回にのぼる。[改行] ただでさえ『素人』が裁くには困難を伴う事件。加えて上田被告側は公判で突然、黙秘を表明、被告人質問を拒絶した。裁判員は被告に直接尋ねる機会のないまま、判決を下すことを余儀なくされた。[改行] 心身にわたる大きな負担を経験した裁判員からは、『人ひとりの運命を左右することを決めるのは本当に重い』『こんなことなら裁判員になるんじゃないか』など、苦悩を語る声が続出した。[改行] また、『続けて開廷するのは2日が限界。3日連続は無理だ』といった具体的な指摘が出たほか、『死刑判決の可能性のある裁判は一般市民にとって荷が重すぎるのではないか』との意見もあった。[改行] 平成21年5月にスタートした裁判員制度。原則として『死刑または無期』の罪に当たるなどの重大犯罪を審理する。世間の関心が高い事件にこそ、国民の感覚が反映されるべきだとの考えに基づくものだ。裁判員にかかる負担は制度の特性ともいえる。[改行] しかし、甲南大法科大学院の園田寿教授(刑法法)は『いかに裁判員の負担を軽減しながら、司法への市民参加を実現するかが重要だ』と指摘する。尼崎の事件でも……。[改行] 今後、やはり相当の困難が予想される事件が待ち構えている。尼崎で起きた連続変死事件だ。[以下、省略](<http://jwssnnews.blog.jp/archives/21877628.html> : 2018年5月3日アクセス)。

II. 裁判員裁判のいくつかの問題点と課題——スタート3年後の「裁判員制度に関する検討会」取りまとめ報告書」を手がかりにして

裁判員制度の準備作業に大きく関与した竹崎博允最高裁長官(2009年当時)は、「法テラス」(2006年に設立された「日本司法支援センター」の愛称)の広報誌『ほうてらす』Vol. 11冬号(2010年1月1日号掲載)のインタビュー記事において、つぎのよう

にコメントしている「まだスタートしたばかりで評価できる段階ではありませんが、私としては、予想以上にいいスタートが切れたと思っています。これだけの制度が円滑にスタートするのは本当に大変なことなんです。国民の意識の高さに感謝しています。」(http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/kouhoushi_interview_backnumber/2010winter.html:2018年4月18日アクセス)。

このような評価は——裁判員制度に対する根本的批判たる裁判員制度違憲論をはじめさまざまな批判があるものの——2018年現在も含めて、日本社会において概して受け入れられている評価といえるだろう(最高裁大法廷・合憲判決・覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件 最高裁判所 平成22年(あ)第1196号;裁判員裁判実施状況の検証報告書 平成23年11月16日)。たとえば、裁判員制度がスタートして7年経過後の状況を検証したある書物の冒頭でつぎのように指摘されている。「裁判員制度が始まってから7年半余りが経った。2016年9月末までに、約7万人以上の市民が裁判員または補充裁判員(以下、まとめて『裁判員』ともいう。)として裁判員裁判に関与し、約1万人の被告に対し判決、決定その他の終局処分がなされている。この制度が上手く根付くかどうか当初危ぶまれたり、この7年余間でいろいろな問題が浮かび上がったりしているが、総体的にいえば、予想を上回って、かなり上手く機能しているといえる。これは、選任された裁判員たちが真面目であるという日本人の国民性と、制度運営についての裁判所をはじめとする法曹関係の真摯な努力によるところが大きい。」(濱田邦夫「裁判員制度と刑事司法——人間を扱う裁判と受刑者の処遇(矯正から共生へ)——」(濱田邦夫・小池振一郎・牧野茂編著『裁判員裁判のいま——市民参加の裁判員制度7年経過後の検証——』(成文堂、2017年)1頁)*)

*最高裁による3年間の実績の評価:また、スタート後3年間の実施状況を検証した検証報告書の「あとがき」においても同様な総括がなされている。「裁判員制度が施行されて3年余が経過した。この間約5000件もの重大な刑事事件について、3万人を超える国民が、裁判官とともに審理、判決を行ってきた。戦前わずかな陪審の歴史があるとはいえ、ほとんど基盤のないところから一足飛びに重大な刑事事件への国民参加を実現したわけであり、それがどのように機能するかということは、制度施行の時点では、ほとんど未知数であったと言えよう。この間の実績をどう評価するかは、立場によって異なるであろう。……[しかしながら、3年間の「データを総合してより大局的な観点からこの間の運用を評価」するという]視点からすると、この3年間裁判員制度は、比較的順調に運営されてきたということができよう。[改行]その最大の理由は、参加した国民の意識、感覚、生活実態等を含む全体としての受け入れ能力

裁判員裁判の現状の一端と問題点

の高さにあると思われる。」(裁判員裁判実施状況の検証報告書 平成24年12月 最高裁判所事務総局 (http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/hyousi_honbun.pdf: 2018年5月4日アクセス))。

そこで、「予想以上(の)いいスタート」を切り、「総体的に言えば、予想を上回って、かなり上手く機能」するなかにおいて明らかとなってきたさまざまな問題のうちとくに重要と思われる3つの問題、すなわち裁判員の守秘義務(Ⅱ-1)と著しく長期にわたる事件の取り扱い(Ⅱ-2)、そして裁判員候補者の辞退率の増加(Ⅱ-3)を検討する。その際、裁判員制度スタート後3年間の実施状況を踏まえてさまざまな問題を検討し*1、その結果をまとめた「裁判員制度に関する検討会」取りまとめ報告書(2013年6月:「裁判員制度に関する検討会」(以下、とりまとめ報告書と略記)に主として依拠する*2 (<http://www.moj.go.jp/content/000112006.pdf>: 2018年5月3日アクセス))。

*1 3年後の見直し:裁判員法自身が、同法附則第9条(「検討」)においてその制度の見直しに言及している。「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」

*2 検討会の設置の趣旨ととりまとめ報告書で検討された問題点:報告書の冒頭で設置の趣旨をつぎのように指摘している。「裁判員法附則第9条は『政府は、この法律(※裁判員法の意)の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする』と定めている。[改行]法務省はこの検討に当たり幅広く国民の意見を反映する必要があると考え平成21年9月、裁判員制度の運用に携わる法曹三者の実務家や刑事法の研究者といった専門家のほか、各界の有識者を含む11名の委員(現時点における委員)からなる『裁判員制度に関する検討会』を設けた。『裁判員制度に関する検討会』は、事務当局と密接に意見交換を重ねながら、その検討作業に必要な協力をするものとされた。」また議事の公開に関して、「なお、議事の公開については、協議の結果、原則として、毎回議事録を公表するとともに、報道機関に会場における議事の傍聴を認めることとされた。」としている。

そして、3年後の現行制度の改正の可否をめぐって取り上げられた論点は以下の事項である。「対象事件の範囲」「裁判員等選任手続」「公判・公判前整理手続」「評議、評決」「被害者等に対する配慮のための措置」「上訴」「裁判員等の義務・負担に関わる措置」。第1に取り上げられた「対象事件の範囲」においては、性犯罪事件、薬物事犯、死刑求刑事件、薬

害・公害・食品事故に関わる事案などの個別的な事案と、一般的項目とし、「被告人の請求する否認事案」と「審理が極めて長期に及ぶ事案」という一般的項目が、裁判員裁判の対象事件から除外（個別事案の前3者と一般事項の後者）もしくは新たに追加（個別事項の第4と一般事項の前者）という視点から検討されている。このうち、以下のⅡ-2で検討するように、「審理が極めて長期に及ぶ事案」のみが除外事例として裁判員法第16条の第2項として追加された。

結論部分の「第5 終わりに」でつぎのように指摘している。「当検討会では、以上のように様々な観点から裁判員裁判の実施状況について検討を行ってきたが、我が国において裁判員制度が導入されたことは肯定的に受け止められるべきことであり、これまでの運用状況を見ても、おおむね順調に推移してきていると評価できる。このことは、裁判員候補者が、約78.2パーセントという高い割合で裁判所での裁判員等選任手続に出席し（平成25年4月末現在、裁判員経験者のうち、裁判員として裁判に参加したことについて良い経験）をしたと感じている者の割合が約95.2パーセントに達していること（平成24年12月末現在）などにも、端的に現れているというべきであろう。[改行] 本検討会としては、以上のような議論等をもって裁判員制度に関する検討を終えることとし、その検討の過程で現れた法制度の問題については、法務省において適切な措置が講じられ、また、運用に関する様々な問題については、裁判員裁判の実施に関わる法曹三者等において今後も一層の努力ないし配慮が重ねられ裁判員制度がより良く運用され、ひいては、裁判員制度が、将来にわたり一層定着し、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを期待するものである。」

Ⅱ-1 守秘義務と裁判員への罰則——守秘義務の批判

検討すべき第1の課題として、裁判員法第108条によって課されている守秘義務の問題をつぎのふたつの観点から検討する。すなわち第1は、守秘義務のなかみのあいまいさと最高裁によるその範囲の明確化の必要性、第2に、重すぎる現行の守秘義務の緩和の必要性と日弁連による緩和にむけた改正提案である。その前にこれらの2点の問題点の前提として、まずは裁判員に対して守秘義務を課す理由・根拠と、陪審裁判を実施している国ぐにでの守秘義務の状況（を注において）概観する。

Ⅱ-1-1 守秘義務を課す理由

裁判員法が規定する裁判員（補充裁判員：以下、補充裁判員は省略する）への主な罰則は、裁判員に対する請託罪（「[裁判員の]職務に関し、請託[一定の職務行為の依頼]をした者は二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」、秘密漏示罪＝守秘義務違反、質問票への虚偽記載（50万円以下の罰金）、呼出に対する不出頭（10万円以下の過料）、

裁判員裁判の現状の一端と問題点

その他である。これらのなかでもとくに問題となるのが守秘義務で、裁判員法第108条「裁判員等による秘密漏示罪」である*。

* 第108条「裁判員等による秘密漏示罪」：「裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。……三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密……を漏らしたとき。……」刑法上の秘密漏示罪と比較すると、懲役刑については同じであるが、罰金はかなり重く（5倍!）なっている。

このような罰則を付して裁判員に守秘義務が課せられるのは、裁判の信頼性や評議における自由な意見交換を確保し、事件関係者のプライバシーや秘密を保護するためには不可欠だからである。またかりに一定期間経過して秘密にする必要がなくなるとしても、それは短期間ではなくかつ一律には決められないこと、さらには、たとえ自分の意見であっても公表すれば評議内容が明らかになり、他の構成員の意見も知られてしまうこと、および評議においてのべた内容とことなる内容を自らの意見として公表したような場合、誤解や紛糾を生じさせ裁判の信頼性を損なうこと、等々を理由としている。

* 陪審裁判における守秘義務：陪審裁判発祥の地であるイギリス——『マグナ・カルタ』（1215年）第39条「自由人は、その同輩の合法的裁判〔つまり陪審裁判〕によるか、または国法によるのでなければ、逮捕、監禁、差押え、法外放置、もしくは追放をうけまたはその他の方法によって侵害されることはない。」（高木・末延・宮沢編『人権宣言集』（岩波文庫、1957年）45-46頁）——では、陪審員が評議で行った発言や議論、評決内容を公表し、また陪審員に公表を求めることは、法廷侮辱罪法（1981年）第8条により罰せられる。また、判決に対する被告人側からの控訴目的のためであっても評議は一切公表されない。法廷侮辱罪法第8条は、評議室における自由な発言を保障し、公正な裁判を担保することを目的としている。（イギリス陪審制の守秘義務と裁判員法第108条に関する議論については、たとえば河辺幸雄「英国「法廷侮辱罪法」（1981年）第8条の行方（裁判員法第108条「秘密漏示罪」に関連して）」（『広島法学』36巻1号（2012年）（https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/33499/20141016193649366138/HLJ_36-1_170.pdf）；松本英俊「イギリスにおける評議の秘密」（『駒澤法曹』第11号（2015年）（<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/34907/kj011-02-matsumoto.pdf>）：2018年4月18日アクセス）。それに対して、現在陪審裁判が世界で最も盛んに行われているアメリカでは、陪審員がその任についている期間は評議に関する守秘義務が課せられるが、関係者のプライバシーの侵害を除いては任務終了後は制限はない。したがって、全米の注目を

集めるような有名な事件において陪審員を務めた者のなかには、メディアに出演し、本を出版するなどして大きな利益を得る者もいる。

イギリスでは公正な裁判つまり刑事被告人を公平・中立な立場から裁くことに重点がおかれているのに対して、アメリカでは憲法で保障された言論の自由を基礎として、メディアを通じて国民に情報を提供し、その問題を共有することに重きをおいているといえる。オーストラリアにおいても、メディアが裁判終了後であっても陪審員に接近することは法廷侮辱罪に該当する。しかし個々の裁判員が無報酬で自ら進んでしたものであれば評議についての情報を開示してもよいとする州もある。かつてオーストラリアではイギリスと同様に、法学者、社会学者が陪審員から評議や行動についての情報を聞き出すことを禁止してきたが、近年、オーストラリアとニュージーランドで陪審員の守秘義務が緩和され、陪審政策に関する研究目的であれば陪審員に接触することが可能となっている。以上の陪審制における守秘義務に関する諸外国の状況については、渡辺幸雄「裁判員法「守秘義務」序説（2・完）」『広島法学』35巻2号（2011年）を参照した（https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/33477/20141016193628535333/HLJ_35-2_160.pdf；2018年4月18日アクセス）。

II-1-2 とりまとめ報告書での賛否両論と結論：

(i) 賛否両論：とりまとめ報告書は、検討会で出された守秘義務に関するさまざまな賛否両論を併記している。そしてそのうえで、「……など、現行の守秘義務の罰則の対象を見直す意見については、消極的な意見が多数を占めた。」として、現行制度を維持するという結論にいたっている。ただし、「現在でも、守秘義務の範囲を具体的に説明してほしいという裁判員経験者の声が見られるので、裁判所においては、一層適切な説明の仕方ができるよう、努めていく必要があると考えているとの指摘もなされた。」として、現行制度を維持しつつも、運用において守秘義務の範囲の明確化に努める必要があることが指摘されている。

そこで提示されている反対論すなわち守秘義務規定の改正論のうち、裁判員制度の今後の運用をも左右する最も重要と思われる見解はつぎのものであろう。「裁判員経験者のより自由な意見表明を促し、裁判員裁判の経験の共有を通じて裁判員制度の国民的基盤の強化を図るとともに、裁判員の負担を軽減させるために、守秘義務の罰則の対象となる行為を、……職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く）を漏らす行為、評議の秘密のうち『裁判官又は裁判員の意見』について、当該意見を述べた者の特定に結び付く形で漏らす行為、裁判員の職にあった者が任務終了から10年経過前に『事実の認定又は刑の量定の当否』を述べる行為に限定すべきである。」それに対して、この批判的意見に

裁判員裁判の現状の一端と問題点

対する反論に相当する意見としてつぎのものが提示されている。「裁判員がその経験を語り合うことは現に行われており、そのような今後の制度の在り方に結び付くような経験の共有は重要かもしれないが、個別事案に関連した事項で共有すべき経験とは、現在経験として語られているものを超えて、どのようなものがあるのか疑問である。」

(ii) 「裁判員ネット」の主張：しかしながら、この反論がいうように「現に行われて」いることは事実——たとえば、裁判所主催で全国の裁判所で行われている「裁判員経験者の意見交換会」(<http://www.courts.go.jp/naha/saibanin/ikenkoukan/index.html>：2018年4月5日アクセス)——であるとしても、さらにつぎのような再・反論が可能であろう。すなわち、一般市民のあいだに裁判員裁判経験者の生の情報を提供するという観点からして、はたしてそれで十分なのか、そしてなによりも、そのような市民の観点からして、現在の厳格な守秘義務のあり方には問題がないのか否かを問うことが必要である。

「市民の視点から裁判員制度を考えるネットワーク」たる「裁判員ネット」*は、2013年に「『裁判員制度に関する検討会』とりまとめ報告書（案）に対するコメント」を発表し、そのなかで現在の守秘義務の改正の必要性についてつぎのように指摘している。

2 裁判員の体験を市民が共有できるようにすること：市民が主体的に裁判員として参加できる土壌をつくるためには、裁判員の貴重な経験を共有することが不可欠です。現在の制度では、裁判員候補者にとっては候補者であることの公表禁止義務があり、裁判員経験者にとっては広範な守秘義務があり、これらが貴重な経験を共有する機会を妨げる壁となっています。……裁判員の経験の核心部分である評議に関して広範な守秘義務が課されていることで、裁判員の経験を市民の間で共有することが難しくなっています。守秘義務については、裁判員の自由な討論を保障し、事件関係者を保護しながらも守秘義務の範囲を限定すべきです。評議の経過や発言者を特定しない形での意見の内容、評議の際の多数決の数は、守秘義務の対象から外すべきです（「市民からの提言2012」提言②参照）。

*裁判員ネット：「裁判員ネット」のホームページの冒頭でこの団体の目的をつぎのように指摘している。「一般社団法人裁判員ネットは、裁判員制度について情報発信し、裁判員制度に市民が主体的にかかわることができるようにすることを目的とした非営利団体です。弁護士、会社社員、臨床心理士、学生などの多様な市民が裁判員ネットの運営に携わっています。[改行]裁判員制度の導入は、これに賛成するか反対するかは別にして、刑事裁判手続きの戦後最大の変化であることには間違いありません。どのような刑事裁判が望ましいのか、私たちは主権者

として真剣に考えざるを得ない時を迎えています。市民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度の趣旨からすれば、法律の専門家だけではなく、多様な市民による議論が活発に行われる必要があります。[改行] 裁判員ネットは、裁判員制度それ自体に反対する立場でもなく、無条件に賛成して制度の推進普及する立場でもありません。私たちは、市民の視点から、裁判員制度についての議論の機会をつくり、あるべき姿を模索し、情報発信を行っていきたいと考えています。代表 大城聡（弁護士）」（<http://www.saibanin.net/about>：2018年4月5日アクセス）。

II-1-3 守秘義務の具体的な内容・範囲——最高裁の説明

(i) 最高裁ホームページ上での説明：最高裁ホームページ「裁判員制度Q&A」の多様な項目のうちのひとつたる、「具体的にどのような秘密をもらしてはいけないのですか（守秘義務の対象）」という守秘義務に関する設問に対してつぎのように回答している（www.saibanin.courts.go.jp/qa/c3_3.html：2018年4月5日アクセス）。

法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても大丈夫です。[改行] 漏らしてはいけない秘密には、1. 評議の秘密と2. 評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密とがあります。[改行] 1. の評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかということ（評議の経過）、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられています。2. の評議以外の職務上知った秘密には、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。このような事項は、当事者が他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、不必要に明らかにされないようにしなければならぬことから守秘義務の対象とされています。

最高裁のこの一般的説明によって、一応の類型的な理解は可能ではある。しかしながら、罪刑法定主義という観点から見ても、懲役を含む刑罰が科せられるにもかかわらず守秘義務の具体的な対象やなかみはあいまいであって、それぞれの具体的な事件においてさまざまなグレーゾーンが存在する。つまり、ケースバイケースとしての判断を各裁判員やその経験者が文脈に応じて下さねばならない場合が存在するのである。

(ii) 裁判終了後の記者会見での発言と守秘義務：さらに、「裁判員経験者が記者会見で審理に参加した経験を話すことは、守秘義務違反にはならないのですか」という、ことなつた視点からの守秘義務に関する設問に対してつぎのように回答している（www.saibanin.courts.go.jp/qa/c6_12.html：2018年4月5日アクセス）。

裁判員裁判の現状の一端と問題点

公開の法廷で見聞きしたことは話しても構いませんし、裁判員として裁判に参加した感想を話すことも問題ありません……。なお、裁判終了直後に裁判所において実施される記者会見では、参加した裁判員経験者の方々が、守秘義務違反のおそれのある発言をしてしまわないかといった不安を感じることなく、安心して記者会見に参加していただけるよう、記者クラブ側との合意のもと、記者会見の席には裁判所の担当者が立ち会い、万が一守秘義務に触れるような発言があった場合には、担当者からその旨を報道機関及び裁判員経験者の方に指摘するという運用が行われています*。

* 守秘義務と裁判員による事件後の記者会見：裁判員裁判開始1年後での、裁判終了直後の裁判員による記者会見についてつぎのように報じられている。「日本新聞協会は5月21日、スタートから1年を迎えた裁判員裁判の記者会見実施状況などの調査結果を発表した。今年3月までに全国60の地裁・地裁支部で行われた裁判員裁判228件を調べたところ、約95%の217件で判決後に裁判員経験者らが出席する記者会見が行われたことが分かった。[改行] 運用面では、立ち会った裁判所職員から『守秘義務違反の恐れがある』などとして、発言が制止されるケースが[全体の約1割の] 23件あったことが判明。228件のうち、111件で裁判員が会見後の追加取材に応じた。[改行] 日本新聞協会は、裁判所職員による指摘について、『発言を萎縮させかねない問題』と指摘。今後、否認事件や死刑求刑事件など審理が困難なケースが予想される中、『裁判員経験者の語る内容が大きな意味を持つ』として、今後選ばれる裁判員に対し、取材への協力を呼び掛けた。(2010年5月21日配信)「特集 裁判員制度 スタート1年」「裁判員、95%が判決後会見」「時事ドットコムニュース」(https://www.jiji.com/jc/v2?id=20100602sai_banin_09：2018年5月3日アクセス)。

最高裁上の「裁判員制度Q&A」と上記の注の記事——「裁判所職員から『守秘義務違反の恐れがある』などとして、発言が制止されるケースが[全体の約1割の] 23件あったことが判明」——が明確に示しているように、裁判所としても守秘義務違反の行為が行われる可能性について懸念を抱いている。そしてこのことは、守秘義務との関係でもうひとつのより重大な懸念事項が存在することを示している。つまり、裁判員法第108条2項が規定するように、裁判員の職務に現に従事している者(108条1項)のみならず「裁判員又は補充裁判員の職にあつた者」(傍点・角田)にも守秘義務が課せられていることである。したがって、裁判員・補充裁判員経験者は文字通り生涯にわたって自ら担当した事件に関して守秘義務が課せられているのである。守秘義務の具体的な内容と範囲のあいまいさと相まって、この点が裁判員経験者のみならず裁判員候補者、ひいては一般市民のあいだで、守秘義務をめぐる懸念を増幅させている要因だろう。

II-1-4 現行の守秘義務制度への日弁連改正提案

(i) 日弁連の提言のポイント：以上のような厳格な守秘義務の規定のあり方に対してさまざまな改正提案がなされている。ここではそのなかから、表現の自由と、裁判員経験者の生の声を一般市民のあいだで共有すること、および裁判員制度に対する実証的研究を可能にする必要性という観点からなされた日弁連の改正提案を概観する。

日弁連は2011年6月16日付で、裁判員法の守秘義務に関する条文の具体的な改正案たる「裁判員の職にあった者の守秘義務の限定」を付して、「裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言」を法務大臣に提出している。ここでは日弁連のホームページに提示された「本提言の趣旨」を参照する（提言の全文は <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110616.pdf>（2018年4月5日アクセス）にアップされている）。

「本提言の趣旨」の冒頭でつぎのように指摘している。「日弁連は……〔裁判員法〕における守秘義務規定について、厳格かつ広範な罰則規定（裁判員法108条）が表現の自由を過度に制約し、裁判員の経験の共有化を妨げるおそれがあること、及び裁判員制度の運用に関する調査研究のためにその適用を除外する必要があることに鑑み、『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正案（裁判員の職にあった者の守秘義務の限定）』のとおり、裁判員法を改正することを提言する。」

そしてこのような提言理由を受けて、具体的な裁判員法の守秘義務規定改正の骨子＝ポイントをつぎのように提示している*。

1. ……罰則の対象になる行為の範囲を次の3つに限定する。ア 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らす行為 イ 評議の秘密のうち、『裁判官又は裁判員の意見』を『当該意見を述べた者』の特定に結びつく形で漏らす行為、ウ 裁判員の職にあった者が、裁判員の任務が終了した日から10年が経過する前に『事実の認定又は刑の量定の当否』を述べる行為。2. 裁判員制度の運用に関する調査研究のため、守秘義務の適用除外を新設する。政府、最高裁判所又は日本弁護士連合会が裁判員制度の運用等に関する調査研究を目的として設置した機関に対して、職務上知り得た秘密を告知し又は事実の認定又は刑の量定の当否を述べる行為については、守秘義務規定の適用を除外する。

* プライバシーの保護と守秘義務：ただし、憲法が保障する人格権の内容を成すプライバシーの保護に関しては厳格に考えられねばならない。とりまとめ報告書でもつぎのように指摘されている。「被害者等が裁判員裁判について不安を感じるのは、名誉やプライバシーが本当に守られるかという点にあるので、守秘義務は万全な範囲のものとしておくべきであり、特に、人間

裁判員裁判の現状の一端と問題点

関係が濃密な地方では、被害者等の情報が口コミで広がってしまうおそれが強いという実態がある。被害者等にとっては、時間が何年経過しても、プライバシー保護の必要性は変わらない。」

(ii) **調査・研究のための守秘義務の除外**：日弁連が提案する「調査研究のため、守秘義務の適用除外を新設する」ことは、裁判員制度のにない手たる法曹三者にとって、今後のよりよき裁判員制度とその運用を実現するための基礎データを収集するためには不可欠である。そしてさらに、それらのデータ収集においては、とりわけ諸外国の裁判への市民参加制度に精通した専門家（研究者）による裁判員経験者へのインタビューやその他の手法により、裁判員経験者の生の声を収集し、分析することが不可欠である。この点について、ある論文において研究者の視点からつぎのように指摘されている。「現状では、研究者が裁判員制度を実証研究しようとしても、様々な障壁が存在する。評議は公開されず、犯罪事実や量刑についての評決の多数決の中身も分からない。裁判員には重い守秘義務（裁判員法108条）が一生課されるから、裁判員にインタビューを研究者が行うことは実質上不可能である（また裁判員法102条は裁判員等に対する接触を規制している）。制度が成熟し発展するためには、その制度が内側からだけでなく、外部からの批判と検証に晒されることが必要であると思われる。」（平山真理「裁判員制度の影響、課題、展望——制度施行後2年間の性犯罪裁判員裁判の検討を通じて問う——」（『法社会学』第79号（2013年）101頁）。

日弁連の提言は、英米系の陪審裁判に関する上の注でみたイギリスとアメリカの折衷型の提案といえる。すなわち、裁判の公正を担保（イギリス型）しつつ表現の自由をベース（アメリカ型）にして、裁判員制度に関する市民のあいだでの情報共有（知る権利）と、研究者および実務家、そしてそれぞれの機関による裁判員制度の研究の便宜を図ることを主たる目的としているのである。このことはとくに、裁判員制度に対する市民の理解と、それを通じた裁判制度全般に対する市民の信頼の強化のためには不可欠である。そしてそのようなことを通じてはじめて、審議会が意見書においてのべている理念、すなわち「国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的かつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻すことが可能となるのである。

II-2 「審理が極めて長期におよぶ事案」——対象事件からの除外

とりまとめ報告書とその後の法制審議会での検討を踏まえて、2015年の改正裁判員法第3条に第2項が追加された。すなわち、「審理に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日……が著しく多数に上る……ときにおいて、裁判員の選任が困難であり又は……〔裁判〕終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難」である場合には、裁判官のみによる審理が可能となった。

そこで第2の検討課題として、とりまとめ報告書で議論された第1の論点たる「対象事件の範囲」のなかでも特に重点的に議論され、かつその結果、2015年の改正裁判員法の主たる改正点として現行法に盛りこまれた、「審理が極めて長期に及ぶ事案」（以下、長期事案と略記）の問題を取り上げる。

II-2-1 長期事案に関する現状——例外的事例

とりまとめ報告書でのこの項目の冒頭でつぎのように検討委員会での議論状況が簡潔にまとめられている。「公判審理が極めて長期間に及ぶ特殊な事案の裁判員裁判では、裁判員の負担が過大なものとなることから裁判員の選任が困難となりひいては裁判員裁判の実施自体が困難となることが想定されるため、そのような場合に、例外的に、裁判官のみで裁判ができるような仕組みを設けておく必要があるのではないかという問題提起がなされた。」

この問題提起を受けて、長期事案を裁判員裁判の対象事件から除外するか否かについて、さまざまな賛否両論が併記されている。そしてその議論の前提として、長期を要したとりまとめ報告公表時点（2013年）での事件に関するデータを、それぞれの事件が審理された裁判所名と職務従事日数、選定候補者および辞退を認められた人数を列挙している。ここでは、特に長期を要した2件のみを通称名を補って提示すると、「首都圏連続不審死事件」・さいたま地裁・職務従事期間100日・選定候補者330名・辞退を認められた者255名（約77%）；「鳥取連続不審死事件」・鳥取地裁・職務従事期間75日・選定候補者700名・辞退を認められた者606名（約87%）である。そしてそれ以外の事件をも含めてこれらのデータから「職務従事期間が長期に及ぶと辞退が認められる割合がかなり高くなる傾向が見られるという実情が紹介された。」と結んでいる。

しかしながらその後も長期を要する事件がコンスタントに発生し、長期記録を更新し続けている。すなわち、現時点（2018年4月）での最長期事件たる2016年に名古屋地裁

裁判員裁判の現状の一端と問題点

で判決が下された「九頭竜湖女性殺人事件」では、初公判から判決日まで160日、ついで2017年の京都地裁「青酸連続殺人事件」は135日、2015年の神戸地裁「尼崎不審死事件」は127日である。さらにまた、2018年4月5日付の日本経済新聞はさらなる記録更新事件についてつぎのように報じている。「殺人などの罪で計12回起訴され、神戸地裁姫路支部で今月〔2018年4月〕16日に初公判が開かれる韓国籍の無職、陳春根被告(47)の裁判員裁判の実審理期間が、11月初めの判決まで約200日に上る見通しとなったことが5日、弁護士への取材で分かった。過去最長の裁判員裁判となる見通し。近く裁判員の選任手続きが行われる。……弁護士によると、陳被告は裁判員裁判で審理対象となる殺人罪など7事件全てで起訴内容を否認する方針。検察、弁護士双方の申請した証人が100人前後になることが長期化の理由で、週4日ペースの開廷になる予定という。」(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ029066720V00C18A4AC8Z00> : 2018年4月6日アクセス)。

2013年以来のさらなる長期記録の更新という現状を踏まえるならば、2012年段階で公表されたとりまとめ報告書での長期事案に関する問題提起は、将来の裁判員裁判のあり方を見越したものとしてみわめて時宜を得たものであったといえるだろう。しかもこの問題は、単に裁判員の負担の増大という問題にとどまらず、「裁判員の選任が困難となりひいては裁判員裁判の実施自体が困難となることが想定される」という、裁判員制度の存在そのものをも揺るがしかねない重大問題として把握されているのである。

II-2-2 新たな除外制度を設けることへの主要な賛成論

上の問題提起を受けてとりまとめ報告書ではさまざまな賛否両論が併記された。そしてそのような賛否両論を踏まえた最終結論として、「[[以上のような]意見が多く述べられ、そのような新たな除外制度を設けることの必要性については、肯定的な意見が大勢を占めた。』としている。

(i) **新たな除外制度を設けることへの主要な賛成論**：そこでここでは、長期事案に対する除外制度を設けることへの賛成論を見ておこう。とりまとめ報告ではつぎのような意見が提示されている(ただし、提示された意見のなかから重要項目のみをピックアップしている)

これまで裁判員裁判が実施された程度の長期審理事案〔上記のとくに首都圏連続不審死事件と鳥取連続不審死事件が念頭にあると思われる〕が裁判員裁判から除外されるような除外制度なら、その導入には賛成できないが、数年に1件あるかどうかといったごく例外的な事態が発生した場

合に対応できないのは不都合ではないか。；これまで裁判員裁判が実施された長期審理事案とは異なり、複数の殺人等から成り、被告人が全面的に否認しているような一層複雑困難な事案であって、区分審理を行うことも不適切ないし困難な事案も起き得るのではないか。；極めて長期間の公判審理を務めることができる裁判員は限定されるため、その構成に偏りが生じる恐れもないとは言えない。；要件をどのように明確に規定するのかという問題はあるが、極限的な事態の場合を除外することができる制度を設けておく必要性はそれなりに肯定され得るのではないか。

このような賛成意見を踏まえて、「新たな除外制度の創設を検討する必要性ないし合理性があるという意見が数多く示された。」と小括している。そしてそのうえでさらに、「以上を踏まえ今後の法務省の〔法制審議会での〕検討作業にいかすとの見地から主として具体的にどのような事案を除外せざるを得ないのか、新たな除外制度を設ける趣旨をどのように考えるか、どのような観点から除外の対象となる事案を決める制度とすべきかなどの諸点について、議論が行われた。」として、さらに以下のような意見を提示している。

(ii) 除外の基準と具体的事例の例示：除外を認めることの必要性を踏まえて、その基準と長期事案と認定されうる典型的な事例についてつぎのような意見が提示されている。

訴訟関係人が手段を尽くしても、著しく長い公判審理期間が見込まれる事案では、義務として関与せざるを得ない裁判員の負担が過大なものとなるのでそれを回避する手段として新しい除外制度が必要である。……；数年に一度あるかどうかというレベルで、裁判員がどのように頑張っても裁判に関与し続けることが無理な事案があり得るのではないかと思われるので、そのように極限的な場合に対する対応措置を講じておく必要がある；……年単位で裁判員が拘束されるような場合に備え、除外制度を整備しておくことには反対しない；10年ないし20年に1件起こるか分らないが、実際起きてからでは対処できない。裁判員法の見直しの機会がある以上前向きに考えるべきではないか；現行制度の下で、月単位で公判審理を行える事案であれば、裁判員裁判は実施できるのではなからうか……より極限的な事例が対象となると考えるべきである。例えばテロ犯罪組織によるビルの爆破事件のように、膨大な数の被害者等が出ており、多数の証人尋問を行う必要があるという事例などが想定される。

とりまとめ報告書での以上のような意見を踏まえた法制審議会での検討を経て、2015年に現行改正裁判員法が成立したことは上で指摘した通りである。この点について本節の最後に若干の検討を行っておく。

II-2-3 改正裁判員法への意見の反映

(i) とりまとめ報告書での主要な意見：改正裁判員法に追加された第3条の第2項でのキーワードを列挙するならば、「審理（が）著しく長期」、「裁判員の選任が困難」そして「裁判員の職務の遂行（の）確保……が困難」であろう。そして、これらの改正裁判員法上のキーワードが意味するところと直接・間接にかかわるもしくは通底する、とりまとめ報告書から参照した主要な意見の一部を、再度ここでピックアップするならばつぎのようなものであろう。

(a) 数年に1件あるかどうかといったごく例外的な事態；(b) 複数の殺人等から成り、被告人が全面的に否認；(c) 裁判員が限定されるためその構成に偏りが生じる恐れ；(d) 極限的な事態；(e) 著しく長い公判審理期間が見込まれる事案；(f) 裁判員がどのように頑張っても裁判に関与し続けることが無理な事案；(g) 年単位で裁判員（を）拘束；(h) 10年ないし20年に1件起こるか分からないがテロ犯罪組織によるビルの爆破事件のように、膨大な数の被害者等が出ており、多数の証人尋問を行う必要

(ii) 長期事案における「著しく長期」の意味：そしてこれらの意見を踏まえてさらに、第3条2項のキーワードのエッセンスを1語で表すならば、「著しく」という文言になるだろう。ただし法律自らは、どのような場合に、あるいはどの程度長期であれば「著しく」に該当するのかに関する明確な基準は明示していない。この点について、裁判員法改正法案の国会審議において議員から出された「著しく」の意味をめぐる議論に関してつぎのように指摘されている。「裁判所による恣意的な除外決定を防ぐため、当該除外規定の要件である『著しく長期』又は『著しく多数』に該当する基準を明確化すべきとの〔国会での法案審議で出された〕意見に対しては、法務省は、例えば6か月、1年などの具体的な期間を定めると、〔公判前整理手続きにて作成される〕審理計画のわずかな差により除外の可否が分かれることになること等から、やはり事案ごとの個別事情で判断すべきであり、一律の基準で定めるのは性質上困難であると答弁した。」（内田亜矢子（法務委員会調査室）「素行後6年を迎えた裁判員制度の評価と課題——裁判員法の一部を改正する法律の成立——」（http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150904016.pdf：2018年4月28日アクセス）『立法と調査』（2015.9）22-23頁）。

したがって、文字通りケースバイケースで考えた場合、過去にわが国で発生した重大事件のうち、「著しく」に相当する「極限的な事態」に該当する可能性のある事件とし

てつぎの事件が考えられる。すなわち、とりまとめ報告で提示された「テロ犯罪組織によるビルの爆破事件」として念頭におかれていると思われるのは、1974年に東京都千代田区丸の内で開催した「三菱重工爆破事件」であろう。この事件は、当時の過激派テロ組織であった「東アジア反日武装戦線」による無差別爆弾テロ事件である（死者8名、重軽傷者376人を出す戦後最悪のテロ事件であった）。また近年（1995年）では、オウム真理教がひき起した「地下鉄サリン事件」（死者12名、重軽傷者5千数百名）がこれに該当するといえるだろう。

II-3 辞退事由とスタート以降の辞退率の上昇

裁判員裁判スタート時の2009年には辞退率が53.1%であったが、2016年に64.7%にまで、そして裁判員の選任手続への無断欠席率は16.1%から35.2%にまで上昇した。最高裁はこのような憂慮すべき事態を受けて、2016年にNTTデータ経営研究所に委託し、大規模なアンケート調査（全国の20—70歳の5千人を対象）にもとづく原因分析を行っている（「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務 報告書」（以下、NTT報告書と略記）（平成29年3月 株式会社NTTデータ経営研究所）：http://www.saibanin.courts.go.jp/12/17_05_22_bunsekigyomu.html：2018年4月6日アクセス）*。

*NTTデータ経営研究所：NTT報告書の作成を担当したNTTデータ経営研究所は1991年に設立され、その事業内容の第1に「企業経営および行政に関する調査研究ならびにコンサルティング業務」を掲げている。また、以下は「2. 情報および通信システムの企画・開発に関する調査研究ならびにコンサルティング業務；3. 経済、社会、産業、文化等に関する調査研究ならびにコンサルティング業務；4. 前各号に関連する教育研修・セミナーの実施・運営、情報の提供ならびに刊行物の出版；5. 前各号に付帯する一切の業務」である。（<http://www.keieiken.co.jp/aboutus/profile.html>：2018年4月19日アクセス）。

そこで裁判員裁判をめぐる問題点と課題の検討の最後に、2018年現在において最も深刻な問題のひとつ、あるいは——民間の専門会社に辞退状況に関する大規模な調査を委託して、辞退率上昇に対する対策を探らねばならないという事実から推測すれば——おそらく最大の懸案事項たる、裁判員候補者における辞退率上昇の問題を、NTT報告書の内容を参照しつつ検討する。

裁判員裁判の現状の一端と問題点

II-3-1 辞退率上昇の原因——NTT 報告書による辞退率上昇の原因分析

(i) 職務従事日数の増加：裁判員の負担の程度は事件の性質——たとえば、死刑求刑が予想される重大事件——によることはもちろんであるが、それと合わせて、裁判員として拘束される日数すなわち判決にいたるまでに必要な日数に大きくかかっている。最高裁はスタート当初7割程度の事件が3日以内で終わると想定していた反面、約1割の事件が5日を超過する可能性をも指摘していた。しかしながら、「I-3 裁判員としての職務従事日数と従事時間」で見たように、スタート後の3年間のデータにおいては、裁判員全体の職務従事日数の平均は4.9日で、10日を超える事件が否認事件では99件にのぼっていた。また2016年段階では、職務従事日数の平均は6.6日とさらに増加している。さらに、事件全体のなかでは従事日数が5日と6日の事件で約半数を占めているものの、7.4%の事件が11日以上を要している。

このような状況下においては、裁判員候補者にとって自分が担当する事件がどれくらいの日数を要するのかが最大の関心事のひとつである。最高裁が当初予想していた全事件の1割が5日以上を必要とする——ましてや5日をどれだけ超過するか未確定であるとすれば、裁判員の職務に従事することに強い懸念を抱く者がいて当然であろう。これが辞退率を押し上げている主たる要因のひとつであると思われる*。

*辞退者の上昇と審理の長期化：NTT 報告において辞退率上昇の主たる原因が、審理の長期化と雇用形態の現状（非正規雇用の増加）にあると分析されたことについて朝日新聞 DIGITAL は以下のように報じている。「裁判員の辞退者が増えたのは、裁判が長いことが影響している——。最高裁が初めて民間企業に調査を依頼した結果、こんな傾向がみえてきた。21日で開始から8年を迎えた裁判員制度。『参加しやすさ』と『審理の充実』のバランスをどうとるかが課題だ。[改行] 裁判員は『70歳以上』『重要な仕事』などの理由で辞退できる。その割合は制度が始まった2009年には53.1%だったが、昨年は64.7%に上昇。辞退はせず、初公判前の選任手続きを欠席した人も09年の16.1%から昨年は35.2%に達した。[改行] 危機感を強めた最高裁は昨年、NTT データ経営研究所に原因の分析を依頼。同社が20-70歳の5千人へのアンケートなどをもとに、分析した。[改行] 調査では、審理が3日なら74.9%が参加可能としたが、5日で20.8%、7日では11.1%だった。一方、実際の裁判員裁判の平均審理予定日数は10年に4日程度だったが、15年は6日程度にのびた。この相違が、辞退や欠席の増加に影響していると指摘された。[改行] また、雇用形態ごとに参加意識を尋ねると、正社員より派遣社員やパート、アルバイトの方が、参加意欲が低い傾向がみられた。[改行] 最高裁によると、裁判員裁判が長くなったのは、裁判員経験者の感想を踏まえて評議を充実させたほか、裁判員の

負担軽減のため、1日の開廷時間を短くしてきた背景もあるという。年内に米国や英国に裁判官を派遣し、市民の裁判への参加率を上げる工夫などを調査する。[改行] 専修大学の飯考行教授(法社会学)は、『審理日数増加はやむを得ない面もあり、無理に短くすれば拙速な裁判になりかねない。むしろ守秘義務が拡大解釈され、裁判員経験者の話が社会に伝わっていないのが根本的な問題。話ができる場を整え、裁判員の意義や必要性を広く問い直すことも必要だ』と話す。(千葉雄高) (「裁判員の辞退者増『審理長期化が影響』制度開始8年」(<https://digital.asahi.com/articles/ASK5M7FLZK5MUTIL075.html> : 2018年4月27日アクセス))。

(ii) NTT 報告書における辞退率上昇の原因分析：NTT 報告書はその冒頭 (http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/bunseki-1.pdf : 2018年4月6日アクセス) において、報告書作成の趣旨・目的——それは最高裁がこの報告を NTT に委託したゆえんであるが——を、近年の裁判員候補者の辞退率上昇と選任期日への出席率低下を踏まえて、それらの憂慮すべき事態の改善策を探る手がかりを提供することとしている。

その分析に当たって NTT 報告書は、辞退率上昇と出席率低下の要因に関する仮説を、日本社会が近年直面しているふたつの深刻な現象をも含めてつぎの5つの項目に関して設定し、データにもとづいて詳細な分析を行っている。すなわち、(a) 審理予定日数の増加傾向、(b) 雇用情勢の変化、(c) 高齢化社会の進行、(d) 裁判員裁判に対する国民の関心の低下、(e) [選挙人名簿から無作為抽出された] 裁判員候補者名簿記載者数と名簿使用率、である。すなわち、これら5つの項目が辞退率上昇・出席率低下の要因となっている可能性があるということが、データ分析にもとづいて実証されうるか否かである。そしてそれらの項目に関する多面的で詳細な実証分析の結果、いずれの項目に関しても肯定的な結論が導かれている。そこで以下では、辞退率上昇に関する(a)から(d)の NTT 報告書の最終結論部分を一部省略して以下で参照する。

「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務 報告書」

(http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/bunseki-4.pdf : 2018年4月7日アクセス)

(1) 審理予定日数の増加傾向については、全事件における審理予定日数と辞退率との相関関係を分析したところ、弱い相関が認められた。そして、事件の大多数を占める審理予定日数が30日以内の事件における審理予定日数と辞退率との相関関係を分析したところ、中程度の相関が認められた……。また、今回のアンケート調査結果によると、審理期間が増えるほど参加可能と回答した者の割合が減少する傾向が見られた。これらによると、審理予定日数の増加傾向が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。

(2) 雇用情勢の変化については、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を分析し

裁判員裁判の現状の一端と問題点

たところ、「事業における重要用務」を理由とする辞退者数が、全辞退事由の中で「裁判員法16条1号ないし7号」[すなわち、70歳以上や学生、その他の客観的辞退事由]の次に強い相関が認められた。加えて、辞退率上昇と完全失業率の減少傾向及び非正規の職員・従業員数の増加傾向との間に強い相関が認められることも考え合わせると、人手不足や非正規雇用の増加といった雇用情勢の変化が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。今回のアンケート調査によると、裁判員裁判への参加意欲・参加可能性についての質問においても、非正規雇用者は正規雇用者よりも参加意欲・参加可能性が低い傾向が見られ、これは、統計資料による上記の分析結果を裏付けるものとみることが可能である。

(3) 高齢化の進展については、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を分析したところ、全辞退事由の中で「裁判員法16条1号ないし7号」（このうち同条1号が70歳以上）が最も強い相関が認められたほか、辞退率上昇と老年人口の増加傾向・生産年齢人口の減少傾向との間に強い相関が認められた。さらに、平成22年から平成27年までに20歳以上の人口に占める70歳以上の割合が約2.6%上昇していることからすると、裁判員候補者名簿に占める70歳以上の割合も同程度上昇していることが見込まれる上、実際に名簿記載者に占める70歳以上を理由とする辞退申出者（調査票段階）の割合も増加している。以上によると、高齢化の進展が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。

(4) 裁判員裁判に対する国民の関心の低下については、今回のアンケート調査結果によると、裁判員裁判に対する国民の関心が低下し、これが裁判員裁判への参加意欲・参加可能性にも影響を与えていることがうかがえた。しかし、裁判員制度の運用に関する意識調査によると、関心の低下がうかがえるものの、参加意欲には目立った変化はないとの結果となっている。このように、2つの調査結果が異なっているため、慎重な評価を要するが、裁判員裁判に対する国民の関心の低下が辞退率上昇に寄与している可能性は否定できない。

(iii) NTT 分析の分析結果の検討

(1) 高齢化率の上昇：以上の辞退率上昇の原因に関する分析結果のうち、第3の高齢化の進展は少子化と相まって日本社会が現在直面しているきわめて深刻な状況であるとともに、今後ますます進展していくと予測されている客観的状況である。『平成29年度版高齢社会白書』は、わが国の高齢化の進展に関してつぎのような数値を提示している（「第1章 高齢化の状況」「第1節 高齢化の状況」「1. 高齢化の現状と将来像」）（内閣府（http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl_1_1.html）：2018年4月19日アクセス）「(1) ……65歳以上の高齢者人口は、3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も27.3%となった。[改行] 65歳以上の高齢者人口を男女別にみると、男性は1,500万人、女性は1,959万人で、性比（女性人口100人に対する

男性人口)は76.6であり、男性対女性の比は約3対4となっている。…(2)将来推計人口〔の高齢者の割合に関しては〕約2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上…総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成48(2036)年に33.3%で3人に1人となる。』

すなわちこの『高齢社会白書』の指摘から——上の高齢化率は65歳以上であることを踏まえつつも——裁判員法第16条の掲げる客観的辞退事由としての70歳以上の人口がさらに上昇し、かつ上記③において「辞退率上昇と老年人口の増加傾向…との間に強い相関」が存在するがゆえに、今後、裁判員の辞退率がさらに上昇すると予想できる。とするならば、たとえば年金支給年齢の引き上げと同様に、裁判員の辞退可能年齢を75歳に引き上げるといったこと以外には、高齢者率の上昇による辞退率の上昇は如何ともしたいことであろう。

(2) 雇用情勢の変化：そして、辞退率上昇を引き起こす客観的社会状況という意味で共通するのが、②の雇用情勢の変化(「人手不足や非正規雇用者の増加」)である。②で言及されている「人手不足」すなわち生産力人口減少の主たる要因が少子高齢化であるがゆえに、③においても指摘されているように高齢化率の上昇とも相まって辞退率上昇と相関しているといえる。それに対して「非正規雇用者の増加」——「非正規雇用労働者は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000120286.pdf> : 2018年4月19日アクセス) 1994年の19%から2017年現在では38%——という要因は、③の高齢化率の上昇とはことなり、社会、経済状況に応じて変化するし、また政府の労働政策によって変革することが可能である。たとえば、2015年に厚生労働省内に非正規雇用者の正規雇用者への転換と待遇改善をはかるために、「正社員転換・待遇改善実現本部」が設置されている(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/index.html : 2018年4月19日アクセス)。したがって、非正規雇用者とのかわりでの辞退率上昇の問題は今後の改善の余地はあるだろう。

(3) 審理予定日数の増加傾向と④国民の関心の低下：まず、審理期間30日以内の事件について、審理予定日数と辞退率とのあいだには「中程度の相関」があり、また研究所で行ったアンケートでは「審理期間が増えるほど参加可能と回答した者の割合が減少する傾向」があると結論づけている。「平成28年における裁判員裁判の実施状況に関する資料」においては、実審理予定日数が3日から7日までの事件の辞退率は58%から60%であるが、8日から10日で63%から65%、11日以上では67%と予定日数の増加とともに

裁判員裁判の現状の一端と問題点

辞退率は増加している。したがって、辞退率上昇を食い止めるには、審理予定日数を抑える一層の努力が必要であるといえる。

さらに「国民の関心の低下」に関しても、「慎重な評価を要するが」という条件付きではあるが、「裁判員裁判に対する国民の関心の低下が辞退率上昇に寄与している可能性は否定できない」との結論にいたっている。したがって、スタート当初多くの事件でなされていた裁判終了直後の裁判員へのインタビューと、そのテレビでの放映がほとんど行われなくなり、また裁判員裁判に関するメディアの報道が非常にすくなくなっている現状においては、裁判員裁判に関するより一層の広報や啓蒙活動が必要である。

ただし上の注で参照した記事の最後の箇所指摘されていたように、審理予定日数に関して「『参加しやすさ』と『審理の充実』のバランス」をとることが絶対的に必要である。すなわち、辞退率上昇阻止のために市民の負担の軽減を図り、裁判員裁判への「参加しやすさ」を追及するあまりに、迅速ではなく拙速に陥り、「審理の充実」が疎かにされてはならないことはいうまでもない。かりにそのような事態に陥り、真実の解明のみならず被告人の人権が全うされないならば、正義の実現たる（刑事）裁判＝‘administration of justice’の自殺行為というべきだろう。

したがって、同じく上の記事で参照されている飯考行のつぎの見解はきわめて重要である。「審理日数増加はやむを得ない面もあり、無理に短くすれば拙速な裁判になりかねない。むしろ守秘義務が拡大解釈され、裁判員経験者の話が社会に伝わっていないのが根本的な問題。話ができる場を整え、裁判員の意義や必要性を広く問い直すことも必要だ。」Ⅱ-1でも指摘したように、辞退率上昇という裁判員裁判の土台を揺るがしかねない問題の根幹を、厳格すぎる守秘義務——に阻まれ、裁判員経験者の貴重な意見が市民のあいだで共有されていないという現状——の改革に求めることはきわめて重要なことである。そのような意味で、上で紹介した「裁判員ネット」や「裁判員経験者ネットワーク」（<http://saibanin-keiken.net>：2018年4月20日アクセス）（Ⅱの冒頭で参照した『裁判員裁判のいま——市民参加の裁判員制度7年経過後の検証——』はこのネットワークが刊行したものである）、その他さまざまな「市民社会」の活動が、国民の関心の低下の問題をも含めて、今後の裁判員制度の順調なる運用には不可欠といえるであろう。

[あとがき]

本〔研究ノート〕は関西大学研修員の間にとまとめたものである。6か月の研修期間を与えていただいたことに対して関西大学に記して謝意を表したい。（2018年7月13日）